

熊本県公報

第 1 1 2 4 8 号
平成 17 年 4 月 11 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定..... (介護保険課) 1
- 指定居宅介護支援事業所の指定..... (") 2
- 指定居宅サービス事業所の指定..... (") 2
- 指定居宅介護支援事業所の指定..... (") 2
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定..... (障害者支援総室) 3
- 熊本県景観条例に基づく南阿蘇景観形成地域の区域に関する一部改正..... (都市計画課景観整備室) 3
- 熊本県景観条例に基づく水俣・芦北景観形成地域の区域に関する一部改正..... (") 3
- 熊本県景観条例に基づく特定施設届出地区に関する一部改正..... (") 4
- "..... (") 4
- "..... (") 4
- "..... (") 4
- "..... (") 4
- "..... (") 5
- "..... (") 5

公 告

- 美里町土地改良区の設立認可..... (農村計画課) 5
- 鏡農業協同組合農地保有合理化事業規程の廃止承認..... (農業振興課) 5
- 荒尾都市計画地区計画の変更..... (都市計画課) 5
- 浦川河川整備基本方針の公表..... (河川課) 6

告 示

熊本県告示第 436 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアセンターやまと 上益城郡山都町大平 91 番地	社会福祉法人山都町社会福祉協議会	平成 17 年 2 月 11 日

【訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアセンターやまと 上益城郡山都町大平 91 番地	社会福祉法人山都町社会福祉協議会	平成 17 年 2 月 11 日

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアセンターやまと 上益城郡山都町大平 91 番地	社会福祉法人山都町社会福祉協議会	平成 17 年 2 月 11 日
ケアセンターそよかぜ 上益城郡山都町今 500 番地	社会福祉法人山都町社会福祉協議会	平成 17 年 2 月 11 日

熊本県告示第 437 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年4月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアセンターやまと 上益城郡山都町大平91番地	社会福祉法人山都町社会福祉協議会	平成17年2月11日

熊本県告示第 438 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年4月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
山鹿ヘルパーステーション 山鹿市中578番地	社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会	平成17年1月15日
鹿北ヘルパーステーション 山鹿市鹿北町岩野5490番地1	社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会	平成17年1月15日
菊鹿ヘルパーステーション 山鹿市菊鹿町下永野650番地	社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会	平成17年1月15日
鹿本ヘルパーステーション 山鹿市鹿本町来民962番地2	社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会	平成17年1月15日
鹿央ヘルパーステーション 山鹿市鹿央町合里1608番地	社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会	平成17年1月15日

【訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
山鹿訪問入浴ヘルパーステーション 山鹿市中578番地	社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会	平成17年1月15日
鹿北訪問入浴ヘルパーステーション 山鹿市鹿北町岩野5490番地1	社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会	平成17年1月15日
菊鹿訪問入浴ヘルパーステーション 山鹿市菊鹿町下永野650番地	社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会	平成17年1月15日
鹿本訪問入浴ヘルパーステーション 山鹿市鹿本町来民962番地2	社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会	平成17年1月15日

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
鹿央デイサービスセンター 山鹿市鹿央町合里1608番地	社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会	平成17年1月15日

熊本県告示第 439 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年4月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
山鹿居宅介護センター 山鹿市中578番地	社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会	平成17年1月15日
鹿北居宅介護センター 山鹿市鹿北町岩野5490番地1	社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会	平成17年1月15日

菊鹿居宅介護センター 山鹿市菊鹿町下永野 650 番地	社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会	平成 17 年 1 月 15 日
鹿本居宅介護センター 山鹿市鹿本町来民 962 番地 2	社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会	平成 17 年 1 月 15 日
鹿央居宅介護センター 山鹿市鹿央町合里 1608 番地	社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会	平成 17 年 1 月 15 日

熊本県告示第 440 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 11 第 1 項の規定により指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	施設の種類
第二天水学園 玉名郡天水町大字小天 6645 番地 1	社会福祉法人 若宮福祉会 玉名郡天水町大字小天 6640 番地 國友 多賀夫	平成 17 年 3 月 31 日	43000210051537	知的障害者 通所授産施設

熊本県告示第 441 号

平成元年 3 月 31 日熊本県告示第 281 号の 2（南阿蘇景観形成地域の指定）の一部を次のように改め、平成 17 年 4 月 11 日から施行する。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

南阿蘇景観形成地域の区域の表白水村の項、久木野村の項及び長陽村の項を次のように改める。

南阿蘇村	大字一関の一部 " 白川 " " 中松 " " 吉田 " " 両併 " " 河陰 " " 久石 " 国有林熊本地域施業計画区 熊本事業区 20 林班の全部 大字河陽の一部 " 下野 " " 長野 "
------	--

熊本県告示第 442 号

平成 12 年 3 月 31 日熊本県告示第 282 号（水俣・芦北景観形成地域の指定）の一部を次のように改め、平成 17 年 4 月 11 日から施行する。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「景観整備課」を「都市計画課景観整備室」に、「熊本県芦北土木事務所」を「熊本県芦北地域振興局」に改め、「田浦町建設課」を削る。

水俣・芦北景観形成地域の区域の表田浦町の項及び芦北町の項を次のように改める。

芦北町	大字井牟田の全部 大字波多島の全部 大字田浦の一部 大字田浦町の一部 大字小田浦の一部
-----	---

大字海浦の一部 大字鶴木山の全部 大字計石の全部 大字白岩の一部 大字花岡の一部 大字芦北の一部 大字佐敷の一部 大字湯浦の一部 大字女島の一部
--

熊本県告示第 443 号

昭和 63 年 3 月 31 日熊本県告示第 274 号（特定施設届出地区の指定）の一部を次のように改正する。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

2 の 2 の項中「松橋町道 471 号線」を「宇城市道松 471 号線」に、「松橋町」を「宇城市」に改める。

2 の 3 の項中「松橋町道 471 号線」を「宇城市道松 471 号線」に、「松橋町」を「宇城市」に改める。

2 の 4 の項中「松橋町道 471 号線」を「宇城市道松 471 号線」に、「松橋町」を「宇城市」に、「松橋町道 229 号線」を「宇城市道松 229 号線」に改める。

6 の項中「松橋町道 15 号線」を「宇城市道松 15 号線」に、「松橋町」を「宇城市」に改める。

7 の項中「松橋町」を「宇城市」に改める。

8 の項中「一の宮町」を「阿蘇市」に改める。

11 の項中「松橋町」を「宇城市」に改める。

19 の項中「山鹿市と鹿本町」を「山鹿市方保田と山鹿市鹿本町御宇田」に、「鹿本町」を「山鹿市」に改める。

20 の項中「七城町」を「菊池市」に、「旭志村」を「菊池市」に改める。

熊本県告示第 444 号

平成元年 3 月 31 日熊本県告示第 281 号の 4（特定施設届出地区の指定）の一部を次のように改正する。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 の項中「松橋町道 15 号線」を「宇城市道松 15 号線」に、「松橋町」を「宇城市」に改める。

熊本県告示第 445 号

平成 2 年 9 月 30 日熊本県告示第 667 号（特定施設届出地区の指定）の一部を次のように改正する。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

2 の項中「矢部町」を「山都町」に改める。

熊本県告示第 446 号

平成 3 年 3 月 31 日熊本県告示第 280 号の 3（特定施設届出地区の指定）の一部を次のように改正する。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

3 の項中「町道西港市街線」を「宇城市道三西港市街線」に、「三角町」を「宇城市」に改める。

10 の項中「松橋町」を「宇城市」に改める。

熊本県告示第 447 号

平成 5 年 4 月 30 日熊本県告示第 375 号（特定施設届出地区の指定）の一部を次のように改正する。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 4の項中「旭志村」を「菊池市」に改める。
7の項中「松橋町」を「宇城市」に、「三角町」を「宇城市」に改める。

熊本県告示第 448 号

平成7年6月30日熊本県告示第481号（特定施設届出地区の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年4月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 5の項中「山鹿市と鹿央町」を「山鹿市長坂と山鹿市鹿央町持松」に改める。
6の項中「田浦町」を「芦北町」に改める。
10の項中「鹿本町」を「山鹿市」に、「七城町」を「菊池市」に改める。

熊本県告示第 449 号

平成9年11月28日熊本県告示第850号（特定施設届出地区の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年4月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1の項中「松橋町道229号線」を「宇城市道松229号線」に、「松橋町」を「宇城市」に改める。
2の項中「免田町」を「あさぎり町」に改める。

公 告**熊本県公告第 292 号**

下益城郡美里町涌井1865酒井正也ほか14名から申請のあった土地改良区の合併認可については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により平成17年4月1日付けで認可した。

なお、合併により設立する土地改良区及び合併により解散する土地改良区は、次のとおりである。

平成17年4月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 合併により設立する土地改良区
美里町土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区
砥用東部土地改良区
砥用町遠野土地改良区
砥用西台地土地改良区

熊本県公告第 293 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により農地保有合理化事業規程の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年4月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 農地保有合理化法人の名称 鏡農業協同組合
- 2 廃止の承認に係る農地保有合理化事業の種類 法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事業
- 3 廃止年月日 平成17年3月31日

熊本県公告第 294 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年4月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
荒尾都市計画地区計画 水野地区地区計画
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第295号

次の河川に係る河川整備基本方針を定めたので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年4月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川名 二級河川浦川
- 2 河川整備基本方針の公表場所
熊本県土木部河川課及び熊本県玉名地域振興局
- 3 公表期間
平成17年4月11日から平成17年4月20日まで